

平成 30 年 12 月 17 日

リスク管理情報に基づく輸入検査対応についてのお知らせ

各 位

東京植物検疫協会

農林水産省では検疫制度の適切性を維持するため、国内外の病害虫の発生情報、各国植物検疫当局のリスク管理の導入・見直しに関する情報の収集、分析が行われているところです。

今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課長より、下記検疫有害動植物（線虫 2 種、病菌 6 種）については、これまで規制されていなかった地域及び植物を経路として我が国に侵入するリスクが存在すると判断されたため、植物防疫法施行規則が改正されるまでの間、平成 30 年 12 月 17 日から精密検査、遺伝子診断等による検査（別添参照）が実施されることになったとの連絡が（一社）全国植物検疫協会を通じて入りましたのでお知らせ致します。

【対象検疫有害動植物】

1. 線虫
 - (1) バナナネモグリセンチュウ (*Radopholus similis*)
 - (2) *Meloidogyne enterolobii*
2. 病菌
 - (1) *Phytophthora kernoviae*
 - (2) *Phytophthora ramorum*
 - (3) スイカ果実汚斑細菌病 (*Acidovorax avenae subsp.citrulli*)
 - (4) *Xylella fastidiosa*
 - (5) ジャガイモやせいもウイロイド (*Potato spindle tuber viroid*)
 - (6) *Pepino mosaic virus*

以上

30消安第4164号
平成30年12月10日

一般社団法人 全国植物検疫協会
事務局長 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課長 松岡 謙二

リスク管理情報に基づく輸入検査対応について（線虫2種及び病菌6種）

植物防疫課においては、日々変化する情報に応じて、検疫制度の適切性を維持するため、国内外における病害虫の発生情報、各国植物検疫当局によるリスク管理措置の導入及び見直しに関する情報等の収集、分析及び活用に努めているところです。今般、下記の植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2及び別表2の2の対象となる検疫有害動植物の線虫2種及び病菌6種についてはこれまで規制されていなかった地域及び植物を経路として我が国に侵入するリスクが存在すると判断しました。

については、これら検疫有害動植物の侵入を防止するため、改正までの当面の措置として、輸入検査に当たっては、別紙の措置を12月17日から実施することとしておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

[対象検疫有害動植物]

1. 線虫

- (1) バナナネモグリセンチュウ (*Radopholus similis*)
- (2) *Meloidogyne enterolobii*

2. 病菌

- (1) *Phytophthora kernoviae*
- (2) *Phytophthora ramorum*
- (3) スイカ果実汚斑細菌病菌 (*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*)
- (4) *Xylella fastidiosa*
- (5) ジャガイモやせいもウイロイド (*Potato spindle tuber viroid*)
- (6) *Pepino mosaic virus*

(別紙)

輸入検査において規則改正までの当面の措置として実施する内容

検疫有害動植物	地域	植物	検査方法
バナナネモグ リセンチュウ (<i>Radopholus similis</i>)	中華人民共和国	規則別表1の2の7の項に掲げる植物及びアヌビナス属 (<i>Anubias</i> spp.) の地下部であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、地下部を検査し、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施する。線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じてPCR法を実施する。
	規則別表1の2の7の項に掲げる国又は地域	アヌビナス属 (<i>Anubias</i> spp.) の地下部であって栽培の用に供するもの。	
<i>Meloidogyne enterolobii</i>	台湾、ケニア、ニジェール共和国及びナイジェリア	規則別表1の2の8の項に掲げる植物並びにバオバブ (<i>Adansonia digitata</i>)、ヒロセウス属 (<i>Hylocereus</i> 属)、ビルソニマ・キドニーフォリア (<i>Byrsonima cydoniifolia</i>)、なんごくいぬほおずき (<i>Solanum scabrum</i>)、ステノケレウス・クエタロエンシス (<i>Stenocereus queretaroensis</i>)、シロギニアヤム (<i>Dioscorea rotundata</i>) 及びしょうが (<i>Zingiber officinale</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、地下部を検査し、地下部にこぶ (gall) 又はこぶと疑われる部位 (以下「こぶ」という。) が認められた場合は、以下の対応を実施する。 (1) 実体顕微鏡下でこぶの切開を行い、 <i>Meloidogyne</i> 属雌成虫の存在の有無を確認。 (2) 地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施。 (3) (1) 又は (2) の結果、 <i>Meloidogyne</i> 属の線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じてPCR法を実施する。
	規則別表1の2の8	バオバブ (<i>Adansonia digitata</i>)、ヒロセ	

	の項に掲げる国又は地域	レウス属 (<i>Hylocereus</i> 属)、ビルソニマ・キドニーフォリア (<i>Byrsonima cydoniifolia</i>)、なんごくいぬほおずき (<i>Solanum scabrum</i>)、ステノケレウス・クエタロエンシス (<i>Stenocereus queretaroensis</i>)、シロギニアヤム (<i>Dioscorea rotundata</i>) 及びしょうが (<i>Zingiber officinale</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	
<i>Phytophthora kernoviae</i>	チリ	規則別表1の2の11の項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状(葉枯れ等)又は症状の疑いがあるものを発見した場合は、LAMP法を実施する。
<i>Phytophthora ramorum</i>	ルクセンブルク及びポルトガル	規則別表1の2の12の項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	
スイカ果実汚斑細菌病菌 (<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>)	韓国及び規則別表2の2の19の項に掲げる国又は地域	規則別表2の2の19の項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状(暗緑色のえそ斑や水浸等)又は症状の疑いがあるものを発見した場合は、イムノクロマト法を実施し、擬陽性又は陽性を示した場合、LAMP法を実施する。

<i>Xylella fastidiosa</i>	スペイン	「 <i>Xylella fastidiosa</i> を対象とした暫定的な措置の対象となる植物」(参考資料)の植物及び規則別表2の2の23項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状(葉枯れ、枝枯れ、枝幹根断面導管部におけるゴム状物質の形成等)の疑いのあるものを発見した場合は、リアルタイムPCR法を実施する。
	規則別表2の2の23項に掲げる国又は地域	参考資料の植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	
ジャガイモやせいもウイルス(<i>Potato spindle tuber viroid</i>)	スペイン及びメキシコ	規則別表2の2の24項に掲げる植物の種子であって栽培の用に供するもの及び生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの。	(1) 種子について 検査単位ごとに栽培の用に供する種子(試験研究用(品種改良用を含む。))及び商業用に輸入されるものに限る。)400粒について、リアルタイムRT-PCR法を実施する。 (2) 苗について 検査1件あたり抽出量の1%(抽出量の1%が確保できない場合は最低1葉)の若葉をサンプリングし、針刺し法により汁液採取後、リアルタイムRT-PCR法を実施する。
<i>Pepino mosaic virus</i>	トルコ及びモロッコ	規則別表2の2の25項に掲げる植物の種子であって栽培の用に供するもの、並びにめぼうき(<i>Ocimum basilicum</i>)及び規則別表2の2の25項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの。 なお、青果物として輸入されるめぼうき	(1) 種子について 検査単位ごとに栽培の用に供する種子(試験研究用(品種改良用を含む。))及び商業用に輸入されるものに限る。)400粒について、RT-PCR法を実施する。 (2) 苗について 検査1件あたり1%(抽出量の1%が確保でき

	規則別表2の2の25項に掲げる国又は地域	<p>は、対象に含まれないこととする。</p> <p>めぼうき (<i>Ocimum basilicum</i>) の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供し得るもの。</p> <p>なお、青果物として輸入されるめぼうきは、対象に含まれないこととする。</p>	<p>ない場合は最低1葉)の若葉をサンプリングし、RT-PCR法を実施する。</p>
--	----------------------	--	--

Xylella fastidiosa を対象とした暫定的な措置の対象となる植物

以下の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの。

あめりかえのき (*Celtis occidentalis*)
あめりかさいかち (*Gleditsia triacanthos*)
あめりかとねりこ (*Fraxinus americana*)
うらじろあかめがしわ (*Mallotus paniculatus*)
えぞへびいちご (*Fragaria vesca*)
おきなわすずめうり (*Diplocyclos palmatus*)
かなむぐら (*Humulus scandens*)
きれはラベンダー (*Lavandula dentata*)
くろばとべら (*Pittosporum tenuifolium*)
くろみぐわ (*Morus nigra*)
せねがるやし (*Phoenix reclinata*)
たわだぎく (*Pluchea odorata*)
のぶどう (*Ampelopsis brevipedunculata*)
まんねんろう (*Rosmarinus officinalis*)
むくろじ (*Sapindus saponaria*)
Acacia dealbata
Acacia saligna
Agathis australis
Alectryon excelsus
Ampelopsis cordata
Anthyllis hermanniae
Calicotome villosa
Cercis siliquastrum
Chenopodium album
Chitalpa tashkentensis
Cistus creticus
Cistus monspeliensis
Cistus salviifolius
Coprosma robusta
Corokia cotoneaster
Corokia macrocarpa
Corynocarpus laevigatus
Cytisus villosus
Eremophila maculata
Erigeron bonariensis

Erigeron sumatrensis
Euryops chrysanthemoides
Genista corsica
Haloragis erecta
Helichrysum italicum
Heliotropium europaeum
Iva annua
Melicope ternata
Meryta sinclairii
Myoporum laetum
Phagnalon saxatile
Phillyrea latifolia
Phoenix roebelenii
Phormium cookianum (*Phormium colensoi*)
Phormium tenax
Pittosporum crassifolium
Pittosporum eugenioides
Pittosporum umbellatum
Rosa californica
Rosa canina
Rosa floribunda
Tillandsia usneoides
Vitex lucens
Westringia glabra
Verbena litoralis

せんねんぼく属 (*Cordyline* spp.)

Erysimum 属

Fraxinus 属

Hebe 属

Lavandula 属

Pelargonium 属

Streptocarpus 属